

巴川漁業協同組合内共第16号及び第17号第5種共同漁業権

遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、巴川漁業協同組合が免許を受けた内共第16号及び第17号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（内共第16号については、あゆ、あまご（あめのうお）、にじます、こい、ふな、おいかわ（しらはえ）、うぐい及びうなぎを、内共第17号については、あゆ、あまご（あめのうお）及びおいかわ（しらはえ）をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣（友釣、餌釣、ルアー、毛ばり釣及び流しガリ）及び引掛けによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物名、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した別記1による遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項及び第2項の規定による遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 この漁場の区域内においては、竿釣、引掛け、投網、刺網（地方名「ちんから」をいう。）及びたも網以外の方法で遊漁をしてはならない。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内においてウ欄の期間中でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模	ウ 期 間
引掛け	一人一統	9月15日正午から12月31日まで（ただし、足助川の今朝平橋から上流域においては9月
投網	一人一統、網の全長4メートル以下、網目の大きさ1センチメ	

	一トール以上	15日正午から11月30日まで、足助川の今朝平橋から下流巴川合流点までの間及び細川頭首工えん堤上流端の下流300メートルから矢作川合流点までの間は年間を通して禁止区域とする。）
刺網（ちんから）	一人一統、網の全長30メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上	
たも網	一人一統、網の口径1メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上	

3 漁場区域内におけるあゆの遊漁については、次条第1項の規定によるあゆについての解禁の日から8月31日まで（ただし、巴橋から下流小原橋までの区域は12月31日まで、豊田市足助町地内足助川の今朝平橋下から巴川合流点までの区域、川見えん堤から下流巴橋までの区域、豊田市田振町地内ドロブチ下から下流大国橋までの区域、白瀬発電所放水口から下流豊田市王滝町地内小僧岩までの区域、松平橋から下流カンノン瀬落ちまでの区域は9月30日までとする。）は、竿釣（友釣に限る。）によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

4 次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 びんづけ（セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。）
- 三 動力を利用する瀬干漁法
- 四 火光を利用して行う漁法
- 五 水中銃（発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの）
- 六 ルアー仕掛けによるあゆの友釣り漁法

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月11日以降組合が定めて公示する日から12月31日まで
あまご	2月1日以降組合が定めて公示する日から8月31日まで
にじます、こい、ふな、おいかわ（しらはえ）、うぐい及びうなぎ（以下「雑魚」という。）	1月1日から12月31日まで（ただし、おいかわ（しらはえ）について竿釣以外で採捕する場合は、3月1日から11月30日までとする。）

2 前項及び前条第2項の公表は、組合事務所及び組合が指定する遊漁承認証取扱所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の間中はウ欄に掲げる水産動物を対象に遊漁をしてはならない。

ア区 域	イ期 間	ウ魚種
豊田市則定町小畑の白瀬発電所えん堤の上流端から下流600メートルまでの区域	2月1日から8月24日まで	全魚種
足助発電所川端取水口えん堤から下流200メートル旧橋場までの区域		
細川頭首工えん堤上流端の上流100メートルから同上流端の下流300メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで	
細川頭首工えん堤上流端の下流300メートルから矢作川合流点までの区域	10月16日から11月15日まで	あゆ

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
こ い	全長20センチメートル以下
ふ な	全長 6センチメートル以下
うなぎ	全長20センチメートル以下
あまご	全長15センチメートル以下
にじます	全長15センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額、雑魚の遊漁料は無料とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、あゆについては1,000円、あまご及び雑魚については500円を加算した額とする。

(1) 竿釣及び引掛けによる遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	期 間		遊漁料
あゆ	竿釣・引掛け	1日	解禁の日から12月31日まで	2,500円
		1年		12,000円
あまご	竿釣	1日	解禁の日から8月31日まで	1,000円
		1年		5,000円
雑魚	竿釣・引掛け	1日	1月1日から12月31日まで	1,000円
		1年		5,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	期間		遊漁料
あゆ	投網、刺網(ちんから)及びたも網	1日	解禁の日から12月31日まで	5,000円
雑魚			1月1日から12月31日まで	2,000円

2 遊漁者(中学生以下の者及び肢体不自由者を除く。)が女性の場合のあゆの竿釣及び引掛けに係る1年の遊漁料の額は、前項の規定にかかわらず、8,000円とする。

3 遊漁料の納付は、組合の指定する遊漁承認証取扱所においてしなければならない。ただし、竿釣に係る1日の遊漁料は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

4 前項に規定する遊漁承認証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁承認証取扱所に「巴川遊漁証販売所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記2の内容を記載した遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記3の内容を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則

附則(平成26年1月1日 25水第1088-14号)

この規則は行政庁が認可した日から施行する。

附則

附則（平成30年4月27日 30水第62-1号）

この規則は行政庁が認可した日から施行する。

附則

附則（令和2年11月27日 2水第798-1号）

この規則は、令和3年1月1日（別記1及び別記3の改定規則は、令和2年11月27日）から施行する。

別記1

遊 漁 承 認 申 請 書

年 月 日

巴川漁業協同組合長 殿

申請者住所

申請者氏名

㊟

下記により、貴組合共同漁業権漁場で、遊漁したいので承認して下さい。

記

1 遊漁対象水産動物名

2 漁具、漁法

3 遊漁区域

4 遊漁期間 年 月 日から 年 月 日

別記2

遊漁承認証（年券）

- 1 発券番号
- 2 発券年（年度）
- 3 発行漁業協同組合
- 4 魚種
- 5 使用者の住所及び氏名
- 6 使用者の生年月日又は年齢
- 7 使用者写真貼付欄
- 8 注意事項
- 9 組合が行っている増殖事業
- 10 組合が行っている漁場管理

遊漁承認証（日券）

- 1 発券番号
- 2 使用年月日
- 3 魚種
- 4 漁具・漁法
- 5 遊漁料
- 6 使用者の住所及び氏名
- 7 発行者名称
- 8 発行者印
- 9 注意事項
- 10 組合が行っている増殖事業
- 11 組合が行っている漁場管理

別記3

漁場監視員証

表

漁場監視員証	No.
発行年月日	年 月 日
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	
生年月日	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
割印	写真
発行者 巴川漁業協同組合®	

裏

注意事項
1 本証は他人に貸与し又は譲渡してはいけません。
2 監視員をやめた場合は組合に返納してください。
3 遊漁者に接する場合は本証をまず見せてから、おだやかに話をしてください。
4 漁場監視の場合は本証を携帯してください。
5 本証を紛失したときは直ちに組合へ報告してください。